

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第六条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ）」を「法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第十五条の四五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という）」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準等条例第五条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防訪問介護の」を「当該第一号訪問事業の」に改め、同条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第六条第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の

数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第十四条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号」を「奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例（平成二十七年三月奈良県条例第七十一号。以下「指定居宅介護支援等基準等条例」という。）第十六条第九号」に改める。

第四十四条第三項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準等条例第四十四条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十六条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十条第三項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第四十六条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第五十条第三項中「指定介護予防サービス等基準等条例」を「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）」に改める。

第六十五条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。
第六十六条第五項中「第七十一条第一項」を「第七十一条第十項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第八十一条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十六条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第八十七条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四百四十二条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百一条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準等条例第九十九条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。

）」を「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準等条例第九十八条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第八項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第九十九条第一項から第七項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百三条第五項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第百一条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第百一条第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に、「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百十二条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百十二条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第百三条第五項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百十三条第二項第五号中「次条において準用する第四十条第二項」を「前条第二項」に改める。

第百十四条中「第四十一条まで、第四十三条」を「第三十九条まで、第四十一条」に改める。

第百十六条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該

サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第三百三十一条第二項第六号中「第四十条第二項」を「第一百二十二条の二第二項」に改める。

第三百三十二条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第一百二十二条」を「第一百十二条の二」に改め、「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」との下に、「第一百十二条の二第四項中「第一百三十五条第五項」とあるのは「第一百二十条の七第四項」とを加える。

第三百三十三条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準等条例第一百四十四条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ）」を「法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第七項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第一百四十四条第一項から第六項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第三百三十五条第五項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第三百三十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準等条例第一百六十六条第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第三百三十六条中「から第四十一条まで」を「、第四十一条」に改める。

第三百三十七条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第四百十一条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第四百十二条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及

び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十七条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六十六条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準等条例第五条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第八十四条中「若しくは」を「、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第九十条中「「看護職員」と」の下に「、第六十六条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第二十九条第三項を削る。

第二十条第二項第二号ア中「、利用者」の下に「の数」を加え、「うち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「数に十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二百二十五条 削除

第三十八条第二項第八号及び第二四十九条第二項第十号を削る。

第二十五条中「第二十四条」の下に「、第二十六条」を加える。

第六十条の見出し中「確保等」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技

能の向上等」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽けんさんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の奈良県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定居宅サービス等基準等条例」という。）第六条第二項及び第五項、第八条第二項、第四十四条第三項並びに第四十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定居宅サービス等基準等条例第一百一条第一項第三号及び第八項、第一百三十五条第五項、第一百三十三条第一項第三号及び第七項並びに第三百三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。